

第30回 鬼北町農業委員会総会 議事録

- 開催日時 令和4年12月21日(水) 午後1時30分～午後2時10分
- 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(14名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋一	7	清家壽秋	8	赤松拓也
9	清家茂	10	山本一人	11	水野規雄	12	渡邊康志
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(名)

--	--	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第138号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第139号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第140号 非農地証明願いについて
- 日程第5 議題第141号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	丸山貴広	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第30回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。</p>
会長	<p>はい、もう年末を控えてお正月の準備等で大変忙しいこともあろうかと思いますが、久しぶりに大雪が降りまして、12月にあれほどの雪が降ることは最近になかった事ですが、農作物等の被害の報告もないということで安心をいたしております。今日は第30回農業委員会総会です。それぞれお手元に資料が配布されておりますので、内容に従いまして慎重にご審議いただきますようお願いいたしまして簡単ですが開会の挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>14名</u>であります。</p> <p><u>中井推進委員、酒井推進委員</u>より欠席の連絡を受けております。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第30回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>8番 赤松 拓也 委員、9番 清家 茂 委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>順位1番について、赤松拓也委員より説明願います。</p>
赤松委員	<p>失礼します。議席番号8番 赤松です。</p> <p>議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第138号 順位1番 説明】</p>
赤松委員	<p>12月15日に譲受人、高田農業委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。</p>

	【調査書に基づき、議案第138号 順位1番 説明】
赤松委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、赤松委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	順位2番について、谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	失礼します。議席番号13番 谷口です。 議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第138号 順位2番 説明】
谷口委員	12月19日に譲受人、田邊推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第138号 順位2番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	順位3番について、渡邊泰康志委員より説明願います。

渡邊康委員	失礼します。議席番号12番 渡邊です。 議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第138号 順位3番 説明】
渡邊康委員	12月15日に譲受人、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。酒井推進委員には別日に確認いただいています。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第138号 順位3番 説明】
渡邊康委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	順位4番について、水野規雄委員より説明願います。
水野委員	失礼します。議席番号11番 水野です。 議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第138号 順位4番 説明】
水野委員	12月15日に譲受人、塩崎推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第138号 順位4番 説明】
水野委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。

	議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第138号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	日程第3 議案第139号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、水野規雄委員より説明願います。
水 野 委 員	議席番号11番 水野です。 議案第139号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第139号 順位1番 説明】
水 野 委 員	12月15日に申請人、塩崎推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第139号 順位1番 説明】
水 野 委 員	以上により、農地法第4条第1項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議 長	ただ今、水野委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第139号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第139号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番は、許可相当として県知事に意見を進達いたします。
議 長	日程第4 議案第140号「非農地証明願について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、清家茂委員より説明願います。
清 家 茂 委 員	議席番号9番 清家です。 議案第140号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第140号 順位1番 説明】
清 家 茂 委 員	12月15日に渡邊農業委員、松原推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第140号 順位1番 説明】
清家茂委員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、清家委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第140号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり承認することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第140号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり承認することと決定させていただきます。
議長	順位2番について、水野規雄委員より説明願います。
水野委員	議席番号11番 水野です。 議案第140号「非農地証明願について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第140号 順位2番 説明】
水野委員	12月15日に申請者代理人、塩崎推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。谷口農業委員には事前に確認いただいています。 その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第140号 順位2番 説明】
水野委員	以上により、順位2番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	事務局より詳しい説明をお願いします。
事務局	失礼します。こちらの非農証明願いについての説明をさせていただきます。 こちらが養鶏場の跡地となりまして、過去に昭和59年に転用が完了している農地なのですが、農業振興地域計画の農業用施設用地に含まれています。 今までこのような施設に関しては農振除外ができないと言われていたんですが、今般、南予地方局と協議をいたしまして農業委員会が非農地証明を出すことができるのであればその後、農振除外が出来るという内容のガイドラインを提示していただきまして、それに該当するため今回非農地証明を出させていただき、農振除外を進めさせてもらえればという流れとなっております。ご質問はありませんか。
高田委員	議席番号6番 高田です。質問ではないんですけど、旧の日吉村は農用地区域非常に多いと思いますが、そのような場合でも非農地証明が出せる農地については農振地域の除外が出来るのかどうか、どういう風に判断したらいいかを伺いたいです。

議	長	一旦休憩といたします。	
議	長	再開いたします。	
議	長	県と協議し、1月の農業委員会で正式な回答とさせていただきます。	
議	長	ただいま水野委員と事務局より説明がありました。他にご意見ありませんか。	
各	委	員	(質問、意見等なし)
議	長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第140号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり承認することにご異議ございませんか。	
各	委	員	異議なし
議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第140号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり承認することと決定させていただきます。	
議	長	日程第5 議案第141号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 まず、順位1番から39番までを一括審議し、順位40番以降は該当委員退席後に審議します。 順位1番から39番まで事務局より説明願います。	
事	務	局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
			【議案書に基づき、議案第140号 順位1番から39番 説明】
事	務	局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いたします。
議	長	ただ今、順位1番から39番までの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。	
			(質問、意見等なし)
議	長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第140号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から39番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。	
各	委	員	異議なし。
議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第140号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から39番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。	

議 長	山本委員は退席願います。
	(山本委員 退席)
議 長	それでは、順位40番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位40番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第140号 順位40番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位40番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第140号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位40番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第140号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位40番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は山本委員を呼んできてください。
	(山本委員 着席)
議 長	赤松委員は退席願います。
	(赤松委員 退席)
議 長	それでは、順位41番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位41番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第140号 順位41番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位41番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第140号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位41番は原案のとおり

	り決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第140号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位41番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は赤松委員を呼んできてください。
	（赤松委員 着席）
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第30回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	8 番
	9 番